

第 1 章

プランの概要

1 プラン策定の背景

台東区に在住の外国人（※）は令和4（2022）年1月1日現在、総人口の6.82%に当たる13,896人となっており、東京23区で4番目に高い割合となっています。

本区の多文化共生の取組については、平成30（2018）年度に策定した「台東区基本構想」にて「世界に輝くひとまちたいとう」を将来像として掲げ、区政運営の基盤となる考え方として「多様な主体と連携した区政運営の推進」を示しています。また、基本構想に基づく区政運営の長期的指針である「台東区長期総合計画」の施策において「多文化共生の推進」を定め、多文化共生の地域づくりを進めています。

国においては、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」による外国人材受入れの拡大や「日本語教育の推進に関する法律」による外国人材受入れのための環境整備を推進しており、東京都においても、平成28（2016）年に「東京都多文化共生推進指針」を策定し、多文化共生の取組を推進しています。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和2（2020）年度にはこれまで増加傾向にあった外国人数が減少となりました。加えて、新型コロナウイルス感染症以外にも気象災害の激甚化やデジタル化の進展による翻訳技術の向上等多文化共生を取り巻く環境は大きく変化しています。

2 プラン策定の目的

大きく変わりつつある社会情勢により柔軟に対応するためには、多様化・複雑化する外国人のニーズや多文化共生に関する課題を把握し、これまで実施してきた多文化共生の取組を体系的に推進する体制の整備が必要です。

そこで、区民（※）の皆様や地域の関係団体と区が一体となって多文化共生の推進に取り組んでいくために、今回新たな計画である「台東区多文化共生推進プラン」（以下「本プラン」という）を策定することとしました。

※本プランにおける区民及び外国人の定義

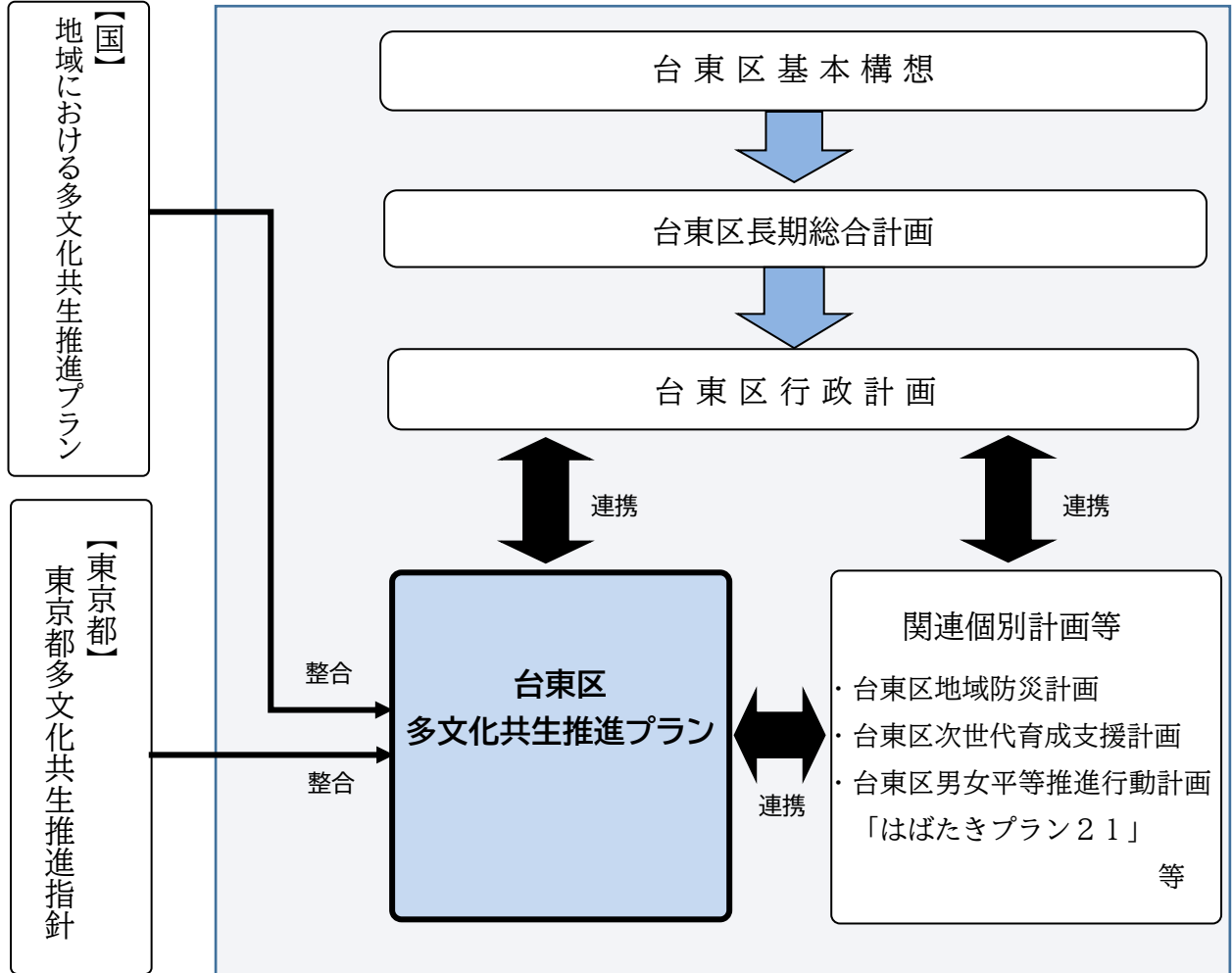
区民：国籍に関わらず台東区内に住む人に加えて、区内で働く人もしくは学ぶ人とする。

外国人：区が実施する計画事業においては、区民のうち文化的背景等が外国にある人とする。

3 プランの位置づけ

本プランは、台東区基本構想や台東区長期総合計画の実現に向けて、台東区における多文化共生推進のための基本的な考えや具体的な取組を示す個別計画として位置づけます。

<イメージ図>



4 プランの期間

本プランの計画期間は令和4（2022）年度から令和8（2026）年度の5年間とする。

年度	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
台東区 多文化共生推進プラン	➔				

5 / SDGsの理念とプランとの関係

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、我が国等先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030 年を期限とする「持続可能な開発目標 (SDGs)」が位置付けられました。

SDGs では、持続可能な世界を実現するために「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「人や国の不平等をなくそう」等 17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は、その達成に向けて「あらゆる人々の活躍の推進」「平和と安全・安心社会の実現」等の特に注力すべき 8 つの優先課題を定めており、具体的な施策として「ダイバーシティ・バリアフリーの推進」等が示されています。

また、「誰一人取り残さない」とのキーワードで表現される「包摂性」は SDGs の基本理念であり、8 つの優先課題に取り組む際、主要原則の一つとして分野を問わず適用することとしています。

本区においても、本プランにこれらに関連する取組を定め、計画の着実な推進を図ることによって SDGs の達成につなげていきます。



(出典)国際連合広報センター

6 / 多文化共生の定義

総務省は「地域における多文化共生」を下記の通り定義しています。

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」

「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(平成 18 (2006) 年 3 月総務省)